

非自発的失業者(特例対象被保険者等)の 国民健康保険税が軽減されます

平成22年4月から、倒産や解雇、雇止め等など、事業主の都合より離職した方が、社会保険から国民健康保険に加入された場合、国民健康保険税が軽減されます。

この軽減を受けるためには申請が必要です。次の「対象者」の条件全てに該当する方は、裏面の「申請に必要なもの」をご持参のうえ、国保年金課の窓口で申請してください。

各行政サービスセンターでは、申告書の受け取りのみ行います。また郵送による申請も可能です。

対象者

1. 離職日(離職年月日)が平成21年3月31日以降である方
2. 離職時点(離職年月日)で65歳未満の方
3. 管轄の公共職業安定所(ハローワーク)が発行する「雇用保険受給資格者証」<表1>(裏面参照)に記載されている「12. 離職理由」が、次のいずれかの方
 - 特定受給資格者(倒産・解雇等の事業主都合により離職した方)
(離職理由コード 11・12・21・22・31・32)
 - 特定理由離職者(雇用期間満了などにより離職した方)
(離職理由コード 23・33・34)

※ 雇用保険の高年齢受給資格者の方と特例受給資格者の方(一時金受給者)は対象となりません。

軽減の内容

国民健康保険税の所得割額の算定および高額療養費の所得区分の判定は、非自発的失業者本人に係る前年の給与所得を30/100とみなして行います。

※ 給与所得以外の所得については軽減されません。

軽減の期間

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの期間(最大2年間)

高額療養費の所得区分は適用終期(7月末)までの期間

※ 国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

ただし、当初の軽減期間内に、再度、国民健康保険に加入する際、新たな雇用保険の受給資格が生じていなければ、残っている対象期間について、軽減の対象となります。

なお、新たな雇用保険受給資格者証の交付を受け、軽減の対象に該当する場合は、新たに申請をしてください。

※ 病気、出産、育児などで受給期間延長申請をされた方は、延長期間終了後遡及して適用となります。

※ 平成22年度から制度施行のため、離職日が平成21年3月31日～平成22年3月30日の方は、平成22年度に限り軽減が適用されます。

※ 軽減期間は、雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

我孫子市国民健康保険税条例により申告書受付後に軽減処理をいたします。

申請が遅れた場合、納期到来分の国民健康保険税は一度納付していただく必要があります。軽減の条件に該当する方は、早めに申請手続きをして下さい。

申請に必要なもの

・雇用保険受給資格者証(ハローワークで受給手続後交付されます)

※雇用保険受給資格者証を紛失された方は、管轄の公共職業安定所(ハローワーク)にて再交付を受けてください。

※郵送の場合は、申告書を国保年金課または各行政サービスセンターでお受け取りいただくか、市のホームページからダウンロードし申告書内の必要事項を記入のうえ、雇用保険受給資格者証のコピー(両面)と一緒に送付ください。

※「特例受給資格者証」「高年齢受給資格者証」を

お持ちの方は今回の軽減には該当しません。

<表1>

雇用保険受給資格者証

(第1面)

1. 支給番号 48010-10-000109-7		2. 氏名 コウノ 知由			
3. 被保険者番号 4800-014551-0	4. 性別 男	5. 離職時年齢 45	6. 生年月日 3-400101	7. 求職番号 12345	
8. 住所又は居所					
9. 支払方法(記号(口座)番号 - 金融機関名 - 支店名) 安定所現金 (G)					
10. 資格取得年月日 100401	11. 離職年月日 220331	12. 離職理由 11			
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額 4,000	15. 給付制限			
16. 求職申込年月日 220401	17. 認定日 1型-月	18. 受給期間満了年月日 230331			
19. 基本手当日額 3,200	20. 所定給付日数 270	21. 通算被保険者期間 111230			
22. 離職前事業所名 労働市場センター株式会社					
23. 再就職手当支給歴	24. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村) 0000				

安定所連絡メッセージ1]

安定所連絡メッセージ2

管轄公共職業安定所又は
管轄地方運輸局所在地

電話番号

交付 年 月 日

センター 公共職業安定所長



離職理由

11 解雇	31 事業主に起因する正当な理由のある自己都合退職
12 解雇(天災等)	
21 事業主からの雇止めによる契約満了(3年以上)	32 事業所移転等による正当な理由のある自己都合退職
22 事業主からの雇止めによる契約満了(3年未満更新明示あり)	33 正当な理由のある自己都合退職
23 事業主からの雇止めによる契約満了(3年未満更新明示無し)	34 正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間1年未満)

<問い合わせ・郵送先> 〒270-1192 我孫子市我孫子 1858 番地

我孫子市役所 国保年金課 04-7185-1111(代)

* 国民健康保険税の軽減適用に関すること

保険税担当 内線 353・354・390

* 国民健康保険高額療養費等の所得区分の判定に関すること

給付担当 内線 324・325・482